

福岡県公報

平成18年 4 月24日
第 2 5 2 5 号

目 次

告 示 (第871号—第875号)

- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 1
- 予防接種を行う医師 (健康対策課) …………… 1
- 予防接種を行わなくなった医師 (健康対策課) …………… 1
- 公共測量の終了 (土木管理課) …………… 1
- 基本測量の実施 (土木管理課) …………… 2
- 収用委員会
- 土地収用法の規定に基づき通知すべき書類の保管 (用 地 課) …………… 2

告 示

福岡県告示第871号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成18年 4 月24日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
朝倉郡筑前町四三嶋字西浦1796番、1794番2、1794番7から1794番9まで1795番、1798番2、1797番、1785番2、1785番3、1790番1、1790番2、1791番3、1791番4、1791番6、1793番1、1793番2、1793番7、1798番1、1799番、1794番11及び1794番12
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
大野城市御笠川1丁目13番3号

株式会社 晃暉 代表取締役 豊山 華告子

福岡県告示第872号

福岡県下各市町村長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条又は第6条の規定に基づき行う予防接種については、次表に掲げる医師が当該業務を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の規定により公告する。

平成18年 4 月24日

福岡県知事 麻 生 渡

県下全市町村長の実施する予防接種業務を行う医師

医療機関所在地	医療機関名	医師名
田川郡糸田町3187番地	糸田町立緑ヶ丘病院	平 井 文 彦
田川郡糸田町3187番地	糸田町立緑ヶ丘病院	小 田 重 之
田川郡福智町赤池970番地1	国民健康保険福智町立コスモス診療所	長 竜 彦

福岡県告示第873号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条又は第6条の規定に基づき行う予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の承諾の撤回があったので、同条第2項の規定により、次のように公告する。

平成18年 4 月24日

福岡県知事 麻 生 渡

予防接種を行わなくなった医師

医療機関所在地	医療機関名	医師名
田川郡糸田町3187番地	糸田町立緑ヶ丘病院	古 賀 康 秀
田川郡糸田町3187番地	糸田町立緑ヶ丘病院	伊 集 守 和

福岡県告示第874号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に

より、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成18年4月24日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 測量の種類
公共測量（安瀬7号線道路地形測量業務委託）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
北九州市若松区大字安瀬地内	平成18年3月31日

福岡県告示第875号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のように基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成18年4月24日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 測量の種類
基本測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び実施期間

実 施 地 域	実 施 期 間
大牟田市、飯塚市、柳川市、大川市、古賀市、糟屋郡久山町、糟屋郡新宮町、田川郡赤村、山門郡瀬高町、田川郡福智町	平成18年5月10日から 平成19年2月28日まで

収用委員会

福岡県収用委員会告示第1号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定に基づき次の者に通知すべき書類は、当収用委員会担当課（福岡県土木部用地課）において保管しており、いつで

も交付するので、その受領方申し出てください。

なお、当該書類を受領しないときは、平成18年5月15日をもって当該書類の送付があったものとみなされます。

平成18年4月24日

福岡県収用委員会

- 1 事件名
平成17年度福収権第9号事件及び平成17年度福収明第9号事件
- 2 事業名
一般国道208号改築工事（有明海沿岸道路「大牟田高田道路」及び「高田大和バイパス」新設工事・福岡県大牟田市岬町地内から同市健老町地内まで及び同市昭和開地内から同県三池郡高田町大字黒崎開字一番地内まで）及びこれに伴う附帯工事並びに県道、町道及び農業用水路付替工事
- 3 通知を受けるべき者
伊藤道明
- 4 通知すべき書類
平成18年4月13日付け17福収第22号「土地収用法の規定に基づく裁決申請書等の写しについて（通知）」